請求書等の押印省略・電子メールでの提出に関する取扱い

1 押印省略の対象について

- (1) 押印を省略できる書類
 - ●令和6年4月1日以降に発行いただく請求書、見積書、納品書、完了届(以下、「請求書等」といいます。)で、会計年度が令和6年度以降のもの。対象の会計年度が不明な場合は、お手数ですが担当課へお問い合わせください。
- (2) 押印を省略できない書類
 - ●法令、規則又は要綱等の規定により、押印による書面の提出が求められているもの。補助金等については、個別の要綱等の規定によって判断します。条文に押印を必要とする旨の記載がある場合や、様式に「⑪」が含まれる場合などは対象外となります。詳しくは担当課へお問い合わせください。
 - ●契約書・請書等及びこれらに係る入札書・見積書・委任状等(電子入札・電子契約によるものを除きます。)

2 押印省略の方法

- (1) 押印を省略する場合の記載方法
 - ●請求書等に「発行責任者」及び「発行担当者」の欄を設け、氏名及び連絡先を記載してください。(「請求書記載例」を参考としてください。)なお、様式への手書きでの追記は可としますが、その場合はボールペンなど容易に消せないものに限ります。
- (2) 発行責任者
 - ●法人の場合、代表取締役等の社内で権限のある方、又は支店長・営業所長・部長等の権限の委任を受けた役職員の方など。
- (3) 発行担当者
 - ●法人の場合、請求書等に関する事務を直接担当する方とし、発行責任者と同一でも可 とします。
- (4) 個人事業主や個人の方の場合の取扱い
 - ●連絡先のみを記載してください。なお、自署による場合は連絡先の記載は不要です。
- (5) 従来どおりの押印について
 - ●今般の見直しは押印の省略を可能とするものであり、押印を妨げるものではありません。 従来どおり書面に押印がある場合は、発行責任者及び発行担当者の氏名・連絡先の記載 は不要です。

- (6) 押印を省略した請求書等の訂正
 - ●訂正印等による対応は不可とし、再発行を原則とします。
- (7) 代理請求(委任状)への対応
 - ●慎重に委任者の確認や真意確認を行う必要がありますので、代理人が提出する請求書及び委任状の押印省略については、当面は不可とします。

3 電子メールによる対応

- (1) 電子メールによる請求書等の提出
 - ●押印の有無にかかわらず、「発行責任者」及び「発行担当者」の氏名及び連絡先の記載がある場合は、電子メールによる提出を可とします。FAXでの提出は、不鮮明な文字で出力されることによる誤認が懸念されるため不可とします。なお、これまでどおりの窓口や郵送での提出を妨げるものではありません。
 - ●日付の記載・印字、その他不備等がないかを十分に確認した後に送信してください。また、 受信確認のため、送信後は市担当者へ電話等による連絡をお願いします。
- (2) ファイル形式の指定
 - ●PDF形式とします。

4 その他

- (1) 2枚以上にわたる場合の請求書等への割印
 - ●これまでお願いしていた割印に関しては不要とします。

【請求書記載例】

請求書

(令和6年4月1日) 須賀川市長 日付を忘れずに記載。

> 須賀川市八幡町1000番地 (株)八幡商店 代表取締役 八幡 町子

下記のとおり請求いたします。

1 件 名 事務用ボールペン(20本)

2 税込合計金額 ¥2,000

3 振 込 先

①金融機関名	
	須賀川 銀行 信金・信組・農協・労金 本店 支店
②預金種別	普通・ 当座・ その他
③口座番号	1 1 1 1 1 1
④口座名義 (フリガナ)	カ)ハチマンショウテン ダ゛イヒョウトリシマリヤク ハチマン マチコ
⑤口座名義(漢字)	(株)八幡商店 代表取締役 八幡 町子

4 発行責任者 八幡 町子 電話 0248-88-0000

5 発行担当者 八幡 町人 電話 0248-88-0000

押印省略及び電子メールで提出する場合・・・発行責任者及び発行担当者の氏名、連絡先を必ず記載。

- ・発行責任者・・・代表取締役等の社内で権限のある者、又は支店長・営業所長・部長等の権限の委任を受けた役職員等。
- ・発行担当者・・・請求書等に関する事務を直接担当する者。発行責任者と同一の者でも可。